

業務名： 令和7年度那覇港港湾施設点検業務委託

質問内容	下記の質問事項にて、回答の方宜しくお願い致します。 1. 今回数量総括表において、港湾施設点検の部分で、現地調査の部分のみの、数量になっているようですが、今回の業務で、総合的な評価、維持管理計画書策定(資料収集整理、結果の検討など、)については行わないという事でよろしいのでしょうか？ また、行う場合、数量変更の対象となるのでしょうか？ 2. 潜水調査について、点検箇所 X-5、X-6. の消波ブロック側の調査は必要ないのでしょうか？また必要な場合、数量変更の対象となるのでしょうか？ ご回答宜しくお願い致します。 ※スペースが足りない場合は、適宜の用紙を追加してください。
------	---

(回答1)

本業務委託では、現地調査後に報告書作成として調査目的、調査内容、調査結果を整理して提出して頂きます。

調査結果に対しての変状箇所等の対応方法等については求めておりません。

維持管理計画書策定については、積算に含まれておりません。

維持管理計画書策定が必要になった際には、設計変更の対象とします。

(回答2)

潜水調査について、消波ブロック側の調査は計上しておりません。

調査が必要となった際には、設計変更の対象とします。